

6 月 1 3 日 (木)

(第 3 日 目)



## 令和元年第3回南関町議会定例会（第3号）

令和元年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について  
(平成30年度南関町一般会計予算)
- 日程第2 議案第25号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第26号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成30年度南関町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第28号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第29号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第30号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第31号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第32号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 令和元年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第34号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第35号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第36号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第37号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第38号 字の区域の変更について

- 日程第16 議案第39号 熊本市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
規約の一部変更について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路  
改良工事等の早期実施を求める陳情
- 日程第19 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第6号（令和元年5月20日受理） 新たな過疎対策  
法の制定に関する意見書
- 追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第3 議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事等  
の早期実施を求める陳情
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について  
「広報常任委員会」
- 追加日程第8 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君  | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君  | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君  | 6番 井下 忠俊 君  |
| 7番 立山 秀喜 君  | 8番 打越 潤一 君  |
| 9番 鶴地 仁 君   | 10番 酒見 喬 君  |
| 11番 境田 敏高 君 | 12番 橋永 芳政 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	古澤平君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	島崎演君
教育	長	谷口慶志郎君	経済課長	東田彰夫君
総務課	長	北原宏春君	建設課長	大木義隆君
会計管理者		寺本一誠君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本清孝君 書記 福山尚樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について

（平成30年度南関町一般会計予算）

○議長（橋永芳政君） 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第25号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（南関町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第25号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、

承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第26号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(橋永芳政君) 日程第3、議案第26号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成30年度南関町一般会計補正予算(第6号))

○議長(橋永芳政君) 日程第4、議案第27号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第28号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第28号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第29号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第29号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第30号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第30号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第31号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第31号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第32号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第32号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第33号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 産業振興等奨励金の件について、町長に質問します。

昨日の全員協議会で執行にあたっては事前に議会に相談するというお話がありました。ゴーサイン、執行を進めるにあたってゴーサインを出すには、いろんなチェック事項がクリアする必要があると思いますけども、町長は何をクリアすれば、ゴーサインを出すという判断をされるわけでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 昨日も全協の中では申し上げたとは思いますが、一部操業を操業というそういった捉え方が非常に難しいということもありますけれども、この問題がなぜ起こっているのかというのは、そのパーティクルボード等が国の認定を受けていないから建築資材として使われていないということがございますので、国の認定をこれからとりに動くということでもありますので、国の認定がとれたってということになればそれから出荷が始まりますので、そういったものが一つの基準になるかなとは思っております。

○議長（橋永芳政君） いいですか。

○3番議員（中村正雄君） はい、いいです。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 予算書の19ページ、土木費の負担金、町道等環境整備補助金のところですけど、町道支障木竹等除去事業で28万円の予算が組まれておりますけど、これどこを予定されていたのでしょうか。全協のほうで聞きそこないましたので、再度お聞きします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今回計上しておりますのは、確か12月の議会だったかと思いますが、打越議員から河川、町道等環境整備事業補助金で河川の支障木竹等を伐採する一つの動機付けとなるように、単独でも補助事業を行ったらどうかということでございました。ということで、もともと県から委託を受けております委託金、昨年度は69万円でしたけれども、今度も69万円計上いたしておりますが、その分につきましては、町河川、県河川の除草、それから土砂上げ等を地元でなされた

ときには、そちらの財源として使いたいと、ただその他に町道の横のほう支障木竹を伐採されたり地元でされた場合には、その分の財源が使えないという判断をいたしましたので、今回単独費として、昨年の実績ほどの予算を今度計上させていただくところです。ですから、どこではなくて申請が上がってきたところについて対応ができるようにしたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） いかがですか。

○5番議員（杉村博明君） はい。

○議長（橋永芳政君） 他に質疑はありませんか。

1番議員。

○1番議員（西田恵介君） それでは、私は予算書の21ページ9款、2項、1目の15節工事請負費について2点質問したいと思います。こちら当初予算の計上予定だった金額になりますが、当初予算であげていた場合の工期と今回補正であげた場合の工期のそのずれが生じているのかどうかと、当初であげた金額と補正であげた金額を合算した場合、当初であげていた金額、当初予算であげた場合とのその金額の誤差等が生じているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 9款、2項、1目の工事請負費につきましては、当初設計の部分と今回補正で合算した部分については何ら変更はございません。当初予算で計上すべき設計額がこちらの確認ミスで計上されていなかったということで、工期的な部分についても今回の補正が終わってすぐ、工期の工事の発注の段取りに入っていくということでございます。

○議長（橋永芳政君） いいですか。

○1番議員（西田恵介君） はい。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） 今ありましたが、工期、非常に心配することがやはり消費税等が今年は変わってきますので、補正であげてもし工期がずれたりした場合は、その分また増額という可能性もありますので、そういったことが生じないようにしていただきたいということで質問いたしました。

以上で終わります。

○議長（橋永芳政君） 答えは。

○1番議員（西田恵介君） よかです。

○議長（橋永芳政君） よかですか。

教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 今回の1,230万円の分については、消費税の増額分

も含めたところでいうておるところでございます。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） 21 ページの教育費の学校管理費ですね。15 節の第四小学校防水工事・補修工事の追加分で1,230 万円あがってますけど、この件ですけども、前回担当のほうから全協で言われまして、いろいろ聞きましたけども、今全課の課長さんがいらっしゃるので、この辺を徹底的にちょっと述べたいと思います。私からするにこの追加分の工事費は単なる計上ミスだと思っています。こういうことが何回も繰り返されると、皆さんの長である町長が頭を下げられました。こういう単純ミスを何回もしてもらおうと皆様方は選ばれた人です。ただの人がやっているわけではありません。皆さん面接されて、試験受けられてやられた方がこの役場の庁舎内に入ってると思います。そういう方がこういう単純ミスをして、その長である方が頭を下げる。それは皆さんしっかり肝に銘じて、今後ないよというに絶対それはしてもらいたいと思います。

それと私の経験からちょっと話が外れるかもしれませんが、店で勤めていたときに商業界ではお店はお客様のためになると言われてました。でもうちの社長は、店は従業員のためにあると言われてました。皆様もたぶん、庁舎は住民のためにあると思います。でも、あなた方の勤めていらっしゃる職員のために庁舎はあると思っています。そういう一部の考えも絶対考えて欲しいと思います。そうすると、こういうミスは絶対に起きないと思います。たぶん、杉村議員が言われましたチェックをしてくださいと。チェック機能ということで言われてましたので、そのチェックをよろしくお願いします。それとたぶん担当課の井下委員長は苦慮されて、了承されていると思いますけども、後から聞いた我々総務産業はちょっと怒りに触れてますので、そういうことを私はこの場で言いたいと思います。今後、こういう単純ミスは絶対になくしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 立山議員の厳しいお言葉、全職員で厳しく受け止めていきたいと思っています。5月の全協で出ました議員の皆様からの御意見は文書でいただきましたので、全職員に見ていただいて、これからそういうことがないようにということで、そういった気持ちを改めるということで、対応してまいっておりますので、これからそういったことがないように全職員で対応してまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） よかですか。

ほかにありませんか。

10番議員。

○10番議員（酒見 喬君） 一つだけお伺いしたいと思います。予算書の2款7項の13節委託料の件でお伺いします。ルーラルヴィラの調整池の汚泥の排土ですが、この排土について、あそこのルーラルヴィラの施設の管理等はこのほかに町からしなければならぬこの管理というのは、ほかに今度は汚泥の排土ですが、ほかにもございますか。それをお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） ルーラルヴィラにつきましては、今町で管理をやっているというのはこの部分、調整池の部分ですね。2カ所あるんですが、その2カ所を町のほうで管理をやっているというところですか。あとはございません。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） ルーラルヴィラに関しましては、簡易水道もございまして、そちらのほうは町のほうで管理をいたしております。

○議長（橋永芳政君） 10番議員。

○10番議員（酒見 喬君） 調整池の汚泥の排土及びポンプ簡易水道の管理ですね。簡易水道何かには水道そのボーリングから上げよると思いますけども、その他に関連しとる施設、付帯工事というのはないわけですか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今回予算書、補正予算等にはあげておりませんが、人件費しかあげておりませんが、井戸も管理します。それから中継してあります送水の水槽、それから一番上にあります受水槽、排水池と申しますけれども、そのタンク等も管理しておりますし、そこからその点の全部の機械設備につきましては、簡易水道のほうで管理しております。

○議長（橋永芳政君） 10番議員。

○10番議員（酒見 喬君） 建設当時から町との約束事があったらうとは思いますが、その地域の互助会で管理しなければならない部分も相当あるうとは思いますが、ここにルーラルヴィラに人が住んでおる以上は、これから長年ずっと町からこの管理をしなくては行けないのか、その辺のところはいかがでしょうか。もう3回目ですので、質問できませんが、その辺のところの内容的なことを、普通ほとんどが地域の互助会なり組合あたりで、地域の水道なり管理をしたいと思います、なぜルーラルヴィラだけ町からそれをしなければ行けないのか、どのような約束事があるのか納得いくよう理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 当初の協定を、今完全に把握はしておりませんが、まず簡易水道につきましては、もちろん命の水でありますので、使用料も徴収しながら管理していくということで町のほうでやっております。

それと、調整池につきましては、2カ所あるということですが、全体の敷地内の調整池でありますけれども、どうしても建設当初からそういった調整池については町が管理するという形での協定に入っとったかどうか分かりませんが、今まではそういった流れできておりますので、続けてきておるんじゃないかと思っております。そこはもう一度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、その他にも敷地内県道に面しているところの樹木あたりがかなりあります。そういったものについては、これまでもルーラルヴィラの住民の方から行政で対応していただけないかという話は何回かあっております。しかしながら、やはり地域の中でできることは地域でして欲しいということで、町からもそういったお答えを出しておりますので、現在も道路に面した樹木の整備であるとか、除草については地元でもやっております。ということで、町がやるべきこと、住民の皆さんがやるべきことということで、今はそういったことで御理解をさせていただきながら進めておりますので、これからは調整池については金額も大きいこともありますので、将来に渡ってということも大変でありますので、そこ辺もしっかり検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） よかですか。ほかにございませんか。

5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 今の酒見議員の質問に関連しますけど、普通民間のマンションとかそういったところは共益費で修繕とか賄われていますよね。普通だったらですね。なんで、調整池を今後も見ていく、先ほど取り決めがあったのかないか調べるということですけど、普通だったらもうその地区の一つの区ですよ。区で共益費とかされてされるのが普通じゃないかと思うんですよ。普通自分たちの住まいのところで、そういった町が出してくれるとか、そういったのもないんですよ。なぜそこだけがるのか、一つの例としてうちの区には堰があるんですよ。それを今使っていない。でもそれを撤去するには、区から何十万円出してくれと負担してくれと私たちはその堰を使ったことはないんですよ。でも撤去するには負担してくれということなんです。そういったことでもあるし、何で町からそういったのには出さない、今回の今質問している調整池とかそういったのは、その区でみられる、そういったことをしてもらわないと、いつまで経ってももう今後ずっとだったらかなりの金額になります。そういったのははっきりとその分譲、今から先分譲あるかないかわからないですけど、そういった分譲地をつくって、調整池をつく

りました。またそこにも払って土砂の撤去とかしていかななくてはならない状況が生まれてきます。水道も一緒です。水道もその建てられたところがあるんですけど、その管理も町がする、ずっとそこだけは町が出してする、普通の個人の家だったら自分のところが故障したら自分で払うんですよ。そこら辺が矛盾していると思うんです。それはどのように考えていますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まず水道については全く考え方が別だと思っております。水道については、先ほども申しましたとおりに使用料もお払いいただきながら町が管理する施設でありますので、当然、町が管理していくということになります。ただ、調整池については、前回先ほども申しましたとおりに取り決めがどうなっていたのか、協定が、そこを確認しないと何とも今申し上げられませんので、もう1回確認して後日報告させていただきたいと思えます。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） これから先にも分譲があるかないかわからないですけど、もしできたらそういったところも今の状況だったら払っていくようになります。段々と町の負担が出てきます。そういったのも考慮して今後その辺を十分町のほうで調べられて、今後のこともありますので、そこら辺をしっかりと調査していつてもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和元年度南関町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第34号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第



1号) について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第34号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第35号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第35号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第36号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第36号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第37号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第37号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第38号 字の区域の変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第38号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第17 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議員派遣の件について議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理） 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第18、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 南関町議会議長、橋永芳政様。

令和元年6月13日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号（令和元年5月20日受理） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（橋永芳政君） 日程第19、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第6号、令和元年5月20日に受理、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 南関町議会議長、橋永芳政様。

令和元年6月13日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。

付託年月日、令和元年6月11日。

件名、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

審査の結果、採択。

委員会の意見、過疎地域の住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持させるためには、引き続き総合的な過疎対策を充実させることが必要であるため。

以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択とすることです。

委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第6号、令和元年5月20日受理、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、採択とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま、町長ほかから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、8件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、8件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。  
局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） 議案名を読み上げます。  
(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第1号議案、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字今522番地。

氏名、松本隆明。

生年月日、昭和26年4月7日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により人権擁護委員は総務大臣が委嘱するものでございます。市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護に理解のあるものの中から、その市町村の議会の議員の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦することになっています。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の松本隆明氏が令和元年9月30日をもって、任期満了とされますので、引き続き松本隆明氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げます。

なお、前任者の任期は9月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

松本氏は昭和49年3月熊本大学教育学部を卒業、同年4月から熊本市立力合小学校に勤務、38年間教職につき平成24年3月に南関町立南関第四小学校の校長を最後に定年退職されました。教職員生活のうち、南関町内の小学校には通算で2

0年間勤められております。なかでも、第四小学校については、教諭と教頭時代と合わせて7年間、更に校長時代の3年間を含め10年間にわたり学校教育分野において熱心に活躍されました。なお、退職後は南関町教育委員会、学校教育専門指導員を経て平成30年4月から南関町教育委員として学校教育、及び社会教育の全般にわたり教育に関する専門的事項について活躍されております。松本氏の人柄は温厚、誠実、人格も優れ広く社会の実情にも通じ、人権擁護についても非常に見識が高く、人権擁護委員に適任でございます。今回、人権擁護委員として引き続き松本隆明氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第でございます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを説明申し上げます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字豊永3359番地。

氏名、山下美紀。

生年月日、昭和27年5月21日生まれでございます。



人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は総務大臣が委嘱するものでございます。市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、その市町村の議会の議員の意見を聞いて法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を推薦することになっています。任期は3年でございます。現在の人権擁護委員の中野力氏が令和元年9月30日をもって、任期満了となりますので、新たに山下美紀氏を委員に推薦したく議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、前任者の任期は9月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

山下氏は昭和49年3月鹿児島短期大学音楽専攻課程を卒業、昭和50年4月から音楽教室に勤務し、昭和51年からは自宅で山下音楽教室を開き現在に至っております。なお、昭和57年から2年間熊本県立南関高等学校で非常勤の音楽講師を務められております。平成4年からは10年間、大牟田市立白銀保育園や大牟田市子育て支援事業でリトミック教室を担当し、平成17年から現在までは和水町立神尾保育園や和水町子育て支援事業でもリトミック教室を担当されています。このリトミックとはリズムや音に対する身体的な反応や行動に着目したもので、創造的な人間教育の手段として広く活用されている音楽教育の体系です。音楽に親しみ感受性を育てることに重きが置かれております。このように山下氏は長年人に教える仕事を通じ、高齢者や障がい者、外国人など様々な立場の方々と接し、垣根を越えて人を尊重することができる方で、人柄は温厚誠実、穏やかで人格にも優れ、人権擁護委員に適任でございます。今回、人権擁護委員として新たに山下美紀氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

ここで、会議の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審議の途中でしたので、これを続けます。

-----○-----

追加日程第3 議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、議員提出議案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 議員提出議案第2号、南関町議会議長、橋永芳政様。

令和元年6月13日。

提出者、南関町議会議員、立山比呂志。

賛成者、南関町議会議員、西田恵介、賛成者、南関町議会議員、北原浩一郎、賛成者、南関町議会議員、中村正雄、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、酒見喬、賛成者、南関町議会議員、境田敏高、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来4次に渡る特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、以前として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地破壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧、水、エネルギー

一の供給、国土自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的、公共的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって、失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後とも維持していくためには、引き続き過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立、推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって、安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市を含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月13日。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、伊達忠一様、内閣総理大臣、安部晋三様、総務大臣、石田真敏様、財務大臣、麻生太郎様、農林水産大臣、吉川貴盛様、国土交通大臣、石井啓一様。

熊本県南関町議会。

以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 (平成30年5月31日受理) 米田地域の道路改良  
工事等の早期実施を求める陳情

○議長(橋永芳政君) 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号、平成30年5月31日受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長(橋永芳政君) 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長(橋永芳政君) 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第7 閉会中の継続調査について

##### 「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第8 閉会中の継続調査について

##### 「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理について

は、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回南関町議会定例会を閉じます。

起立。礼。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員





南 関 町 議 会 会 議 録  
令 和 元 年 第 3 回 定 例 会

令和元年6月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政  
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

